

情報通信 P T 運営方針（改定案）

平成 18 年 12 月 19 日

平成 19 年 12 月 19 日改定

情報通信 P T

1. 当会議は名称を「総合科学技術会議 基本政策推進専門調査会 分野別推進戦略総合 P T 情報通信 P T」とする。P T は「プロジェクトチーム」の略である。
2. 当会議は第 1 回基本政策推進専門調査会（平成 18 年 6 月 8 日実施）の決定により「各分野 P T」の一つとして設置され、情報通信分野において「分野別推進戦略」を実施するためのものである。
3. 当会議は総合科学技術会議有識者議員と外部有識者により構成される。構成委員は別に定める。
4. 当会議の座長は総合科学技術会議有識者議員が務める。
5. 当会議の座長は座長補佐を指名することができる。また、科学技術連携施策群のコーディネーターは座長補佐となる。
6. 当会議では情報通信分野に複数の領域を設け、各領域に担当委員を付けることができる。領域と担当委員は別に定める。
7. 当会議で設けられた領域では領域別の会合（領域検討会）を開催することがある。領域検討会領域別会合の開催及び出席者は、座長と担当委員がその都度判断する。
8. 当会議では情報通信分野に関係した府省庁から出席を求めることがある。
9. 当会議の事務局は内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付情報通信担当が執り行う。
10. 当会議は資料及び議事録を含めて原則公開とする。
11. 当運営方針は情報通信 P T における議論を経て、座長により改定されることがある。